## 三田市議会議員報酬等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第6条 省略	第1条~第6条 省略
付則	付則
(施行期日等)	(施行期日等)
1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年10月23日から適用する。	1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年10月23日から適用する。
(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	(平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 2 項の規定については、 同項中「100 分の 215」とあるのは、「100 分の 195」とする。	2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 2 項の規定については、 同項中「100 分の 215」とあるのは、「100 分の 195」とする。
	(議員報酬の額の特例)
	3 平成23年4月分から平成24年10月分までの議長、副議長及び議員の議員
	報酬の額は、第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額にそれぞれ 100
	<u>分の 92 を乗じて得た額とする。</u>